

平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成27年6月1日
国立大学法人 京都工芸繊維大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成26年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定）に基づき、契約の締結を行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

○ 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づきグリーン調達を推進した。